

～あらゆる垣根をこえて、
あたたかい心で交わり合うことのできる
新居浜市をめざして～

新居浜市人権施策基本方針の第三次改訂を行いました

本市では、「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権施策を効果的、総合的に推進するために、2009（平成 21）年に新居浜市人権施策基本方針を策定し、これまで2度の改訂を行い、さまざまな人権施策を推進してまいりました。

今回、これまでの取組を継承・発展させるとともに、人権を取り巻く社会情勢の変化に伴う新たな課題にも適切に対応するために、2024（令和 6）年に実施した「人権に関する意識調査（第 12 次）」の結果や「人権尊重のまちづくり審議会」での議論を踏まえ、新居浜市人権施策基本方針の第三次改訂を行いました。

基本理念

この基本方針は、「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえ、めざす社会の実現に向け、本市とすべての市民等が連携・協働して人権に関する施策をより一層、総合的に推進し、人権の世紀にふさわしい社会を築こうとするものです。

さまざまな文化、習慣、価値観等をもった人々が、それぞれの主体性を保ちながら、つながり、また、あらゆる垣根をこえて、すべての人々が自ら積極的に考え、あたたかい心で交わり合い、来てよかった新居浜市、住んでよかった新居浜市の実現をめざすことを基本理念とします。

人権施策の推進方針

● あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

学校、家庭、地域社会、職場などあらゆる場を通じた市民参加型の効果的な啓発活動の推進

● 人権教育に取り組む指導者の育成

地域の中で主体的に人権教育を推進する指導者の育成や人権教育を効果的に推進するための専門的な指導者の育成

● 人権相談体制の充実及び人権救済体制の早期確立

複雑・多様化するさまざまな人権侵害による被害者の救済を図るため、気軽に相談できる窓口の周知と関係機関との連携体制の強化及び、人権侵害を受けた人、あるいは人権侵害を受けている人への支援を目的とした人権救済制度の確立

≡ 人権問題に対する分野別施策 ≡

わたしたちに できること

(1) 部落差別

生まれや家のことで差別をすることは、根拠がなく、許されないことです。

正しい知識を身につけ、差別をしない、許さない気持ちを持ちましょう。



(2) 子どもの人権

子どもには、元気に暮らし、学び、遊ぶ権利があります。

子どもの意見を大切にし、安心して成長できるように支えましょう。



(3) 高齢者の人権

高齢者が安心して生活できるように、大切にされることが必要です。

やさしく声をかけたり、助け合ったりして、いきいきと暮らせる社会にしましょう。



(4) 障がいのある人の人権

障がいがある人もない人も、同じように大切な存在です。

バリア（さまざまな障壁）をなくし、誰もが安心して生活できる社会をつくりましょう。

(5) 女性の人権

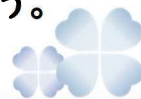
男女の違いで差別されることがなく、一人ひとりの個性や能力を生かせる社会をつくりましょう。

家庭や学校、社会で、対等に協力しあうことが大切です。

(6) 外国人の人権

言葉や文化、習慣が違ってても、みんな同じ地域の仲間です。

外国の人でも安心して生活できるよう、おたがいを理解し、助け合いましょう。



(7) 感染症に関連する偏見や差別

病気にかかった人やその家族が、差別されたり、うわさを広められたりすることがあります。

正しい情報を知り、思いやりの心を持って、偏見や差別をなくしましょう。

(8) 犯罪被害者及びその家族の人権

犯罪の被害にあった人やその家族は、心も生活も大きなダメージを受けます。

支えが必要な人たちが安心して暮らせるように、地域みんなで支えましょう。



(9) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別

刑期を終えて社会に戻った人たちは、仕事や住まいが見つかりにくいことがあります。その人たちが再び生活を立て直せるように、周りの人が理解し、協力することが大切です。

(10) インターネット上の人権侵害

ネット上の悪口やうわさ、差別的な書き込みは、人を深く傷つけます。誰でも安心してネットを使えるように、ルールを守り、相手を思いやることが大切です。もし見つけたら、すぐに大人や専門機関に相談しましょう。



(11) 性的マイノリティに対する偏見や差別

性のあり方や好きになる相手は人それぞれです。正しい知識を身につけ、思い込みや決めつけをやめて、誰もが自分らしく生きられる社会をつくりましょう。必要なサポートや制度を考えることも大切です。



(12) 北朝鮮当局による人権侵害問題

北朝鮮による日本人拉致問題は、今も解決していない重大な人権問題です。拉致された方々やその家族は、長い間苦しい思いをしています。わたしたちはこの問題を正しく知り、関心を持ち続けることが大切です。一日も早い全面解決に向けて、みんなで理解を深め、声を届けていきましょう。

(13) 災害に起因する偏見や差別

地震や台風などの災害のとき、被災した地域の人や、支援に来た人が差別されたり、うわさを広められたりすることがあります。そうした差別やうわさをなくし、おたがいに助けあえる社会をつくりましょう。



(14) ハラスメント

職場や学校、家庭、地域などで、嫌なことを言われたり、されたりするのはハラスメントです。一人ひとりが相手を大切にし、安心して生活できる環境をつくりましょう。困ったときは、相談しましょう。

(15) その他

上にあげた分野以外にも、さまざまな人権問題があります。一人ひとりの違いを認め合い、思いやりの心を持つことが、差別や偏見のない社会をつくる第一歩です。



新居浜市人権施策基本方針
(第三次改訂版)の詳細は
こちらのQRコードから
ご覧ください。



第三次改訂の主なポイント

- 新規分野の追加

近年、問題が深刻化している分野である「災害に起因する偏見や差別」及び「ハラスメント」の2項目を、「人権問題に対する分野別施策」に新たに追加しました。

- 「人権問題に対する分野別施策」の充実

「人権問題に対する分野別施策」の15項目について、次の順序に統一して掲載しました。

①現状と課題

②人権に関する市民意識調査（第12次）結果 ※関連する調査結果がある項目のみ

③施策の基本方向

④用語解説

～「地区別人権教育市民講座」について～

毎年、「地区別人権教育市民講座」を市内各地区において開催しています。

お住まいの地区の講座が既に終了していたり、都合が合わない場合は、ほかの地区への参加も可能です。ぜひ気軽にご参加ください。

「地区別人権教育市民講座」の日程等は、
こちらのQRコードから
ご覧ください。



地区別人権教育市民講座の様子（令和7年度）

あらゆる垣根をこえて、
あたたかい心で交わり合うことのできる新居浜市を
ともに作りましょう！

人権相談のご案内

- 人権相談（法務省）「みんなの人権 110 番」 電話 0570-003-110
<https://www.jinken.go.jp>
- 愛媛県人権啓発センター 電話 089-941-8037
- 新居浜市市民環境部人権擁護課 電話 0897-65-1243
インターネット上の誹謗中傷等につきましても相談を受け付けています。